

信用取引ルールについて

楽天証券株式会社

目 次

1. 信用取引口座開設までの流れ	2
2. 口座開設基準	
3. 信用取引の種類	4
4. 取扱市場・取扱銘柄	
5. 前受制度	5
6. 委託保証金率	
7. 委託保証金の差し入れ（代用有価証券）	
8. 弁済期限と信用期日	6
9. 信用取引の決済方法	7
10. 追加保証金（追証）	
11. 不足金について	8
12. 株式分割の取扱い	
13. 取引規制について	9
14. 信用取引関係諸費用	10
15. 配当金相当額について	12
16. 包括再担保契約について	13
17. ご出金について	

1. 信用取引口座開設までの流れ

信用取引口座の開設方法は、次のとおりです。

- ①当社に総合証券取引口座または法人口座を開設していただきます。
- ②弊社ウェブページログイン後の信用取引口座開設申込画面から、お申込みいただきます。
申込画面では、お客様のメールアドレス、ご勤務先、その他質問項目をご入力いただきます。
法人口座のお客様については、カスタマーサービスセンターへお電話をいただき、お申込をお受けいたします。後日、お申込書を郵送いたしますので、必要事項をご記入の上、署名、捺印を行い、ご返送ください。
- ③ウェブ画面上（法人口座の場合は書面）で信用取引ルールなど質問事項にお答えいただき、審査を行います。（ただし、当社が必要と判断したお客様につきましては、お電話での審査が必要となる場合があります。）
- ④審査結果については、電子メールまたは郵送で通知させていただきます。
- ⑤審査に通ったお客様につきましては、信用取引口座の開設に必要な書類「信用取引口座設定約諾書」の書面による差し入れ、又は電磁的な方法による差し入れを行なっていただきます。なお、郵送にて返送していただく際、4,000円の印紙の貼付が必要です。印紙代については、お客様負担となりますのでご了承ください。（但し、個人のお客様は印紙代を当社で負担しますので、印紙の貼付は不要です。）
- ⑥当社で書類の到着を確認いたします。
- ⑦当社内でお客様の信用取引口座の開設を登録いたします。
- ⑧お客様に信用取引口座開設完了の旨を電子メールでお知らせいたします。
※IFA取扱口座のお客様は上記①～⑧の手順等が異なりますので金融商品仲介業者（IFA）にお問い合わせください。

2. 口座開設基準

信用取引は、現物株の取引に比べてリスクが大きく、大きな利益を得ることができることもある一方で大きな損失を被る可能性もあります。したがって、当社で信用取引口座を開設していただくにあたっては原則として次の条件を満たしていただくことが必要となりますので、どうかご理解いただきたくお願い申し上げます。

- 口座開設申込をしていただくにあたっては、本書及び「信用取引に関する説明書」「信用取引規定」「信用取引口座設定約諾書」の内容をご理解いただくこと。

当社でご提供する信用取引は、一般に行われている信用取引と比較して取引条件が厳しくなっております。したがって、お客様が当社にて信用取引口座の開設をお申込みになる場合には、あらかじめ上記書類に目を通していただき、ご理解いただくことが条件となります。

信用取引委託保証金率は30%、委託保証金最低維持率（いわゆる追証ライン）は20%とさせていただきます。また、最低保証金は30万円とします。委託保証金維持率が20%を下回った場合には、その後相場の回復により20%を上回ったかどうかにかかわらず、翌々営業日15時30分までに委託保証金維持率が20%を回復するまで追加で保証金（追加保証金＝追証）を差し入れていただきます。委託保証金維持率が20%を下回ったものの委託保証金維持率が20%を回復するまで追加保証金を差し入れることなく差入時限が経過した場合など、お客様の意思に関係なく、また、当社からの連絡の有無にかかわらず、当社の任意でお客様の計算により信用建玉・代用有価証券を処分させていただくことがあります。（「10. 追加保証金（追証）」をご覧ください。）

なお、追加保証金発生時から差入時限までの間に、建玉の一部を反対売買した際は当該弁済建玉の約定価格に20%を乗じた額を不足額から控除するものとします。

また、信用期日に関しては、通常、制度信用取引においては信用建玉の約定日を基準にして弁済期限である6ヶ月の応答日が信用期日ですが、当社の独自ルールとして信用建玉は通常信用期日の前営業日（以下「最終返済日」といいます。）までに必ず反対売買または現引・現渡を行っていただくこととし、信用期日当日まで信用建玉が存在する場合には、原則として当社は、信用期日当日にお客様に通知することなく、当社の任意でお客様の計算において当該信用建玉の反対売買または現引・現渡を行うことといたします。この際、口座に不足金が発生する場合には、やはり当社の任意によりお客様の計算において代用有価証券を処分いたしますので、十分ご注意ください。また、一般信用取引の「いちにち信用」取引においては、新規建玉当日（最終返済日）に反対売買または

現引・現渡を行って頂くことが必要となりますので、充分ご注意ください。一般信用取引（無期限）における弁済期限はございません。（「8. 弁済期限と信用期日」をご覧ください。）

● **信用取引を行うに足る金融資産、株式投資のご経験・知識をお持ちであること。**

信用取引は、通常の現物取引に比べて取引方法や取引の仕組みが複雑になっています。また、現物取引と比べてリスクが非常に大きいことが特徴です。したがって、お客様が信用取引を始めるにあたっては、お客様が当社の定めた取引基準に該当しているかどうかを審査させていただくことといたします。

取引基準は原則として次のとおりです。

○お客様が当社の総合証券取引口座または法人口座を開設していること。

当社で信用取引をお申し込みになる場合は、必ず当社の総合証券取引口座または法人口座を開設していただく必要があります。

○お客様がインターネットをご利用できる環境をお持ちであること。

信用取引口座開設のお申し込みは、弊社ウェブページログイン後画面、または電話（法人口座の場合）で受け付けいたします。また、追加保証金や不足金の発生状況などをウェブ画面でご確認いただく必要があります。したがって、インターネットをご自身で操作してご利用いただける環境が必要となります。

I F A 取扱口座のお客様は必ずしもこの限りではありません。

○お客様が当社と常に電話及び電子メールで連絡を取れる状況にあること。

信用建玉の評価損益や保証金の状況は、相場の変動によって急激に変化し、取引結果によっては不足金が発生することもあります。こうした緊急時には当社から電話連絡を行うことがあります。また、I F A 取扱口座のお客様を除き、重要なご連絡を当社から電子メールでご通知することがありますので、ご自身のメールアドレスをお持ちであることも必須となります。

○お客様が信用取引経験または株式投資経験をお持ちであり、当社が別に定める基準を満たしていること。

前述のとおり、信用取引は、通常の現物取引に比べて取引方法や取引の仕組みが複雑になっており、また現物取引と比べてリスクが非常に大きいことが特徴です。したがって、信用取引においては取引時に相応の知識・経験が要求されます。

当社の信用取引においては、すでに信用取引のご経験をお持ちであるか信用取引の知識をお持ちでかつ現物取引の経験をお持ちである方を対象にしてお取引を提供することといたします。目安としては、信用取引のご経験がおりの方あるいは一定の現物取引のご経験があること等が基準となります。

○信用取引を行う時点で保証金評価額として当社総合証券取引口座または法人口座に時価30万円以上のお預かりがあること。

当社信用取引においては、口座開設後に新規建玉を建てる際に30万円以上の保証金評価額を必要といたします。また、信用取引の損失リスクを考慮し、当社にお預け入れの現金・有価証券を含めて概ね100万円以上の金融資産をお持ちであることも条件となります。

○代用有価証券の包括再担保契約を締結していただけること

お客様より差入れられた代用有価証券は、当社がお客様に貸し付ける買付資金や売付株券を調達するため証券金融会社に再担保として提供することがあります。この再担保提供について包括的に同意していただく必要があります。

○本書等を電子的に交付することに同意いただけること。

信用取引口座開設時に交付する本書や信用取引に関する説明書、信用取引規定、信用取引口座設定約諾書を、書面に代えて電子的に交付いたしますので、ウェブ画面でご確認いただくことにご了承いただく必要があります。ただし、法人のお客様およびI F A 取扱口座のお客様はこの限りではありません。

上記取引基準を満たしていただくほかに、当社では口座開設審査を行っております。ただし、当社が必要と判断したお客様につきましては、お電話（I F A 取扱口座のお客様は面談）での審査が必要となる場合があります。上記取引基準を満たしている場合でも必ずしもお客様のご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご理解ください。また、その場合の理由については一切開示いたしません。

ん。口座開設完了のご連絡につきましては、電子メール（I F A 取扱口座のお客様は郵便）で通知いたします。

3. 信用取引の種類

信用取引には、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料及び弁済期限等が金融商品取引所の規則により一律に決定されている「制度信用取引」と、品貸料や弁済期限等についてあらかじめお客様と証券会社との間で合意された内容に基づいて行われる「一般信用取引」があります。当社では「制度信用取引」と「一般信用取引」の両方を取扱います。また、一般信用取引には、弁済期限の異なる「無期限信用」、「短期信用（14日）」、「いちにち信用」の3種類があります。

なお、制度信用取引と一般信用取引の別、及び一般信用取引における「1日」、「14日」、「無期限」の弁済期限は必ず発注時に選択する必要があります。一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更したり、逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更することはできませんのでご注意ください。また、弁済期限についても同様に途中で変更することはできません。

4. 取扱市場・取扱銘柄

当社制度信用取引で取扱う市場と銘柄は次のとおりです。

- ・東証上場の制度信用銘柄

また、当社一般信用取引で取扱う市場と銘柄は次のうち当社選定銘柄となります。

- ・東証上場銘柄

※新規上場銘柄の買建は、原則として上場初日よりお取引が可能です。

※一般信用売建可能銘柄については、日々見直しを行い弊社ウェブページに掲載いたします。

掲載ページは、

弊社ウェブページログイン後：国内株式—信用取引情報—一般信用売建銘柄

なお、信用取引による銘柄ごとの建玉上限額は、当社が定めるものとし、総額の建玉上限額は90億円とします。ただし、金融商品取引所や当社が売買状況等により特定の銘柄について信用取引の利用を禁止することがあります。

[建玉の上限額]

- ・総量の上限額 90億円
- ・銘柄別の上限額 以下を参照

[銘柄別の上限額について]

同一銘柄の建玉上限額は、原則として下記の基準にて設定いたします。

※当社の判断により、時価総額に係らず個別銘柄ごとに信用建玉上限額を変更する場合があります。個別銘柄ごとに信用建玉上限額を変更する場合、下記基準に記載のない信用建玉上限額を設定することがあることにご留意ください。

※一注文あたりの上限額は、下記のとおりです。

- ・新規注文 10億円
- ・返済、現引、現渡注文は90億円

時価総額	信用建玉上限額
1兆円以上	20億円
5,000億円以上 ~ 1兆円未満	10億円
2,000億円以上 ~ 5,000億円未満	5億円
500億円以上 ~ 2,000億円未満	3億円
200億円以上 ~ 500億円未満	1億円
50億円以上 ~ 200億円未満	5,000万円
10億円以上 ~ 50億円未満	3,000万円
~ 10億円未満	1,000万円

銘柄ごとの建玉上限額の詳細につきましては、下記画面にてご確認ください。

- 1 Market Speed : 国内株式－投資情報－市況情報－信用規制・建玉上限画面
- 2 弊社ウェブページログイン後：国内株式－お取引注意銘柄－お取引注意銘柄情報
- 3 弊社ウェブページログイン前：ホーム－お取引注意銘柄情報－お取引注意銘柄ファイル

※ I F A 取扱口座のお客様は、金融商品仲介業者（I F A）にお問い合わせください。

5. 前受制度

当社信用取引においては、発注時に前もって約定金額に対応する保証金をあらかじめ差し入れていただく必要があります。信用取引のご注文は、お客様が事前に当社に差し入れている保証金の額および信用建玉の損益状況、さらに現物売買や信用返済損益金の状況によって計算された信用余力の範囲内でお受けいたします。

お預かり株券については、すべて代用有価証券としてお取扱いいたします。また、お預かり現金については、最低維持率不足などの場合を除き、原則お客様ご自身でお預り金から保証金に振り替えていただきますのでご注意ください。

6. 委託保証金率

委託保証金率とは、信用取引で新規建玉を建てるにあたり必要な保証金の割合をいいます。当社信用取引の委託保証金率は、制度信用取引と一般信用取引を合算して30%（30万円を下回る場合は30万円）です。

たとえば、価格2,000円で3,000株を信用新規で買建した場合には、約定金額は600万円なので、この時必要な保証金の額は、600万円×30%=180万円となります。（保証金の状態や他の信用建玉の状態によって必ずしもこのような計算結果にならないことがありますので、その都度信用余力をご参照ください。）

なお、取引所等における委託保証金率の変更や、個別銘柄の取引規制による委託保証金率の変更が行われた場合には、当社の委託保証金率も変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

7. 委託保証金の差し入れ（代用有価証券）

差し入れていただく委託保証金は原則現金ですが、一定の株券でも可能（代用有価証券）です。有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

東証上場銘柄	前日終値の	80%
名証単独上場銘柄	"	80%

NISA口座で保有している株式および貸株サービスご利用中の株式については、代用有価証券の対象外となりますのでご注意ください。

信用取引口座を開設していただいているお客様につきましては、上記に該当するお預かり株券は原則としてすべて代用有価証券として差し入れていただくことといたします。

当社では、当社非取扱株式（東証上場外国株、機構非同意銘柄、札証・福証等地方取引所上場銘柄など）、投資信託については、代用有価証券不適格とさせていただきます。ただし、ETF（上場投資信託受益証券）、ETN（指標連動証券）、及びREIT（不動産投資信託）は代用有価証券適格とし、上場銘柄と同様の代用掛目を適用いたします。

また、当社取扱のドル資金、米国株式、中国株式、カバードワラントにつきましても代用有価証券から除外いたします。

信用建玉の評価損益を合算した結果が評価損の場合は、評価損相当分は委託保証金の価値から差し引かれます。（逆に信用建玉の評価損益を合算した結果が評価益の場合には、評価益相当分は委託保証金の評価には加算されません）

当社がお客様より受け入れている委託保証金の総額の計算は、次のように行うものとします。

$$\text{委託保証金の総額（受入保証金合計）} = \text{保証金現金} + \text{保証金代用} - \text{決済損益（※1）} \\ - \text{評価損益（※2）} - \text{諸費用（※3）}$$

※1 決済損益…信用取引の反対売買による未受渡の決済損益の通算合計額

※2 評価損益…保有建玉、現引、現渡における受渡未到来建玉の計算上の損失と利益を通算した値で、通算の結果、益金となっている場合は0として計算

※3 諸費用…手数料、税金、金利、日歩等受取るべき金額と支払うべき金額を通算した結果、お客様の負担すべき金額

8. 弁済期限と信用期日

弁済期限とは、信用建玉に対して当社がお客様に信用を供与する期限をいいます。弁済期限は、制度信用取引は6ヶ月です。一般信用取引は、1日、14日、及び無期限の3種類があります。

弁済期限が6ヶ月であるということは、信用建玉の建日（信用建玉が約定した日）の6ヶ月目応答日が信用期日となり、この日を越えて信用建玉を保有することはできません。信用期日が休日の場合には、直近の前営業日が信用期日となります。

当社では、信用建玉を返済または現引・現渡する場合には、必ず最終返済日までに行っていただくことといたします。万が一最終返済日までにお客様が信用建玉を処分されなかった場合には、その信用建玉については翌営業日の信用期日当日に当社の任意によりお客様の計算で反対売買させていただくとともに、その際の手数料は当社が別途定める割増手数料をお支払いいただくことといたします。当該信用建玉の反対売買に係る手数料はオペレーター一経由の手数料（IFA取扱口座のお客様の場合は、オペレーター一経由の手数料＋10,000円＋消費税）とさせていただきます。また、反対売買により返済が完了しなかった場合、当社の任意により、現引・現渡による返済を行わせていただく場合があります。信用期日については常にご注意ください。

最終返済日のご連絡については、建玉一覧画面上で表示いたします。信用期日の30営業日前、7営業日前、2営業日前に電子メール、ログイン後「お知らせ」画面でもお知らせいたします。（IFA取扱口座のお客様へのお知らせは、ログイン後「お知らせ」のみとなります。）

信用建玉に株式交換、株式移転、合併、併合などの権利処理の発生が予定される場合、その際の比率などの状況により、信用期日の繰上げが行われる場合があります。

また、当社独自の判断においても信用期日の繰り上げが行われることがあります。

権利処理に伴う信用期日の繰り上げが行なわれる場合は次のとおりとなりますので十分にご注意ください。

実施措置	対象銘柄	信用期日
上場廃止	該当銘柄	売買最終日
株式交換	完全子会社となる銘柄	売買最終日
株式移転	完全子会社となる銘柄	売買最終日
合併	被合併会社	売買最終日
株式併合（減資）	該当銘柄	売買停止日の前営業日

また、一般信用取引においては、上記の他に、次の場合についても信用期日の繰り上げが行われますので、十分にご注意ください。

実施措置	対象銘柄	信用期日
株式分割（非整数倍）	該当銘柄	権利付売買最終日
有償増資	該当銘柄	権利付売買最終日
新株予約権	該当銘柄	権利付売買最終日
上場新株予約権証券	該当銘柄	権利付売買最終日

原則として、整数倍の株式分割については、制度信用取引、一般信用取引ともに、原則、建単価の調整が行われるため、信用期日の繰り上げはありません。（「12. 株式分割の取扱い」をご覧ください。）

ただし、過去に権利処理等を行なった建玉において、再度、権利処理等の発生が予定される際には、信用期日の繰り上げが行なわれる場合がありますので、ご注意ください。

信用期日繰上げ予定銘柄については、
お取引注意銘柄ファイル→「信用取引」→「返済期日変更銘柄」にてご確認ください。

■お取引注意銘柄ファイル

https://www.rakuten-sec.co.jp/ITS/Companyfile/PRNT_Companyfile_margin.html

9. 信用取引の決済方法

信用取引における建玉の決済方法は、次のとおりです。

①反対売買による方法

買建の場合には売返済、売建の場合には買返済をすることによって、それらの差金で決済する方法です。なお、当社では他市場返済はできません。

●買返済、売返済後の信用新規建余力について

買返済、又は売返済約定後、直ちに建玉金額は減額されます。必要保証金も直ちに減額され、信用新規建余力はその時点で回復します。

②実物決済による方法

買建の場合には現引（現金を支払って、現物株式を取得すること）、売建の場合には現渡（信用建玉と同じ株券を渡して、売付代金を受け取ることをすることによって決済する方法です。

※なお、現引・現渡については、取引時間中であれば注文入力後、直ちに約定となります。当日のご注文は大引けまでとなります。また、約定後の取消はできません。

●現引・現渡後の信用新規建余力について

現引・現渡約定後、建玉金額は受渡日に減額されます。そのため必要保証金も受渡日に減額されます。その結果、信用新規建余力については、受渡日に回復します。

決済後の信用新規建余力の詳細については下記ウェブページをご覧ください。

<https://www.rakuten-sec.co.jp/web/domestic/margin/rule/attention.html#skip15>

信用取引の建玉を決済する際には、信用建玉・保証金の状況により必ずしも口座にお預けの現金を利用できない場合があります。

なお、実際に信用建玉を決済する場合については、画面上で相手信用建玉および株数を指定した後に、返済注文または現引現渡注文を出していただくこととします。

また、注文が約定した段階では信用取引を現物取引に変更（あるいはその逆）することはできません。未約定の状態では信用取引を現物取引に変更する場合、又は現物取引を信用取引に変更する場合は、当該注文をいったん取り消していただいた後に、あらためて注文を入力していただきます。

10. 追加保証金（追証）

追加保証金（追証）とは、お客様の保証金維持率が信用取引口座を維持するための最低の保証金維持率（最低保証金維持率）または保証金が法定最低保証金である30万円を下回った場合に、保証金維持率が最低保証金維持率を回復するまであるいは保証金が法定最低保証金である30万円を回復するまで差し入れていただく保証金のことです。

当社信用取引では最低保証金維持率は20%となります。保証金維持率が引けの時点で20%または30万円を下回った場合には、下回った日の翌々営業日15時30分までに保証金維持率が20%または30万円を回復するまで、当社からの請求の有無に関わらず追加で保証金を差し入れていただきます。（追証の一部の差し入れ、相場変動による維持率回復は解消となりません。）

お客様から差入時限までに追証の差し入れがない場合には、当社は差入時限以降その当日中若しくは翌営業日（追証発生日から起算して4営業日目）に、お客様の口座における全信用建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買（または現引・現渡）することにより処分することができるものとします。

なお、追証発生時から差入時限までの間に、建玉の一部を反対売買した際は当該弁済建玉の約定価格に20%を乗じた額を不足額から控除するものとします。

また、追証の発生の有無、お客様からの追証の差し入れの有無に関わらず、委託保証金の維持率が、前引け、または、大引けの時点で10%を下回った場合には、当社は、お客様の口座における全信用建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買（または現引・現渡）することにより処分することができるものとします。

これらの処分において、お客様の口座にお預り金がないなど、当該処分により不足金が発生すると当社が判断した場合は、当社はおお客様の代用有価証券を不足金に充当するため当社の任意でお客様の計算により売却することができるものとします。

法令等の改正により最低保証金維持率は変更される場合があります。その他、信用建玉・代用有価証券等信用取引口座の状況により、お客様個別に取引の規制や保証金差入期限の繰り上げ等をさせていただきます。ご了承ください。

追証の発生については、原則として当社から電話による個別のご連絡は差し上げておりません。弊社ウェブページログイン後の「お知らせ画面」か、マーケットスピードのログイン後の「お知らせ・連絡」をご確認いただくと共に、常に保証金及び信用建玉をチェックし、ご自身の口座の状況を把握していただくことが必要となります。なお、IFA取扱口座のお客様は、金融商品仲介業者（IFA）にお問い合わせください。

11. 不足金について

信用取引の損金により不足金が発生した場合、お客様は受渡日までに不足金を入金しなければなりません。不足金の発生については、原則として当社から電話による個別のご連絡は差し上げておりません。弊社ウェブページログイン後の「お知らせ画面」か、マーケットスピードのログイン後の「お知らせ・連絡」をご確認いただくことが必要となります。お客様から当該受渡日までに当該不足金の入金がない場合、当社は、お客様の口座における全信用建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買することにより処分して適宜債務の弁済に充当させていただきます。

なお、信用建玉がない場合や、上記の処分においても債務が解消しない場合は、当社は、お客様の代用有価証券を当社の任意でお客様の計算により処分して適宜債務の弁済に充当することができるものとします。弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。したがって、不足金発生時におきましては、速やかにご入金くださいますよう、お願いいたします。

12. 株式分割等の取扱い

信用取引の建玉銘柄が、比率が「1：1.15」など単元未満株が生じることのある株式分割を行う場合は、建単価は理論価格ではなく、証券金融会社の権利入札により決定された権利処理価格を差引くことにより調整を行います。権利処理価格は、入札時の相場状況・需給により理論価格とは乖離する場合がありますのでご注意ください。なお、この場合、一般信用取引では原則として信用期日が権利付売買最終日に繰上げられるため、分割後の単価調整は発生しません。

また、比率が「1：2」など単元未満株が生じることのない株式分割を行う場合は、制度信用取引、一般信用取引共に、権利入札が行われず株式分割の比率に応じて整数倍の新株式が増加し建単価を減額することにより調整を行います。

なお、過去に権利処理を行なった建玉において、再度、権利処理等の発生が予定される際には、信用期日の繰上げが行なわれる場合がありますので、ご注意ください。

13. 取引規制について

当社信用取引では、市場の動向に応じて個別銘柄ごとに取り引規制を行うことがあります。対象となる銘柄については、ウェブお取引注意銘柄ファイル→「信用取引」→「信用取引規制銘柄一覧」にてご確認ください。なお、I F A取扱口座のお客様は、金融商品仲介業者（I F A）にお問い合わせください。制度信用取引における主要な取引規制については、次のとおりです。

[増担保規制]

新規建玉に対して保証金を通常よりも多く差し入れていただきます。主として保証金現金を差し入れていただくケースが多くなっています。

[新規売建停止]

新規売建を停止します。

[現引停止]

現引を停止します。

[二階建制限]

保証金として差し入れていただいている株券の銘柄と信用建玉の銘柄に同一銘柄が含まれる時、それを二階建と呼びます。当社では、市場の状態や個別銘柄の値動き等を見て独自に「二階建制限銘柄」を選定いたします。二階建制限銘柄が信用建玉・代用有価証券に存在する時、信用建玉の株数と同数の代用有価証券の部分は評価ゼロとなりますので、ご注意ください。

その他、信用建玉・代用有価証券等信用取引口座の状況により、お客様個別に取引の規制や保証金差入期限の繰り上げ等をさせていただくこともありますので、どうぞご理解ください。また、状況により新規建玉の停止等当社独自の措置をさせていただくこともございますので、ご注意ください。

また、一般信用取引においては、上場廃止等が公表された場合、原則として新規建てを停止いたします。この場合、発注済未約定の注文については、有効期間内であっても失効となります。（「8. 弁済期限と信用期日」をご覧ください。）

[上場廃止・株式交換・株式移転・株式併合（減資）等]

これらの事由により弁済期限が設定される場合、新規建てを停止いたします。ただし、当社の判断により新規建て停止の措置をとらない場合があります。

[株式分割]

一般信用取引による新規建てを停止いたします。ただし、信用期日の繰上げが行なわれない場合は、この限りではありません。（「12. 株式分割の取扱い」をご覧ください。）

[有償増資・新株予約権・上場新株予約権証券が付された場合]

新株予約権等が付与された場合、制度信用取引においては、信用建玉の建単価の修正が行われる場合があります。一般信用取引においては、新規建てが停止され、信用期日が権利付売買最終日に繰上がります。なお、お客様は新株予約権等を得ることはできません。

[取引所等による規制措置がとられた銘柄の場合]

取引所により新規建て停止措置がとられた場合、新規建てを停止いたします。

また、新規上場初日に初値が形成されず、翌営業日より買付代金の即日預託の規制が課せられた場合は、一般信用取引でも新規建の注文を執行することはできません。初値形成日の大引後から受

付を開始いたします。なお、発注済未約定の注文がある場合、有効期間内であっても失効となります。

そのほか、取引所が後場からの新規建て停止措置をとった場合、制度・一般信用取引とも新規建ての注文を執行することはできません。ただし、この場合には、発注済未約定の注文は、通常どおり執行され、訂正注文も可能です。

整理ポスト銘柄、監理ポスト銘柄、上場廃止基準該当銘柄等は、新規建て停止またはお取引が制限されます。増担保銘柄、日々公表銘柄、貸株注意喚起銘柄については、制度信用取引同様、一般信用取引においても、当社の判断で新規建て停止とさせていただく場合があります。

そのほかにも期日の繰上げおよび権利発生が予定されている銘柄や信用建玉の状況、取引の状況に応じて、当社の判断で新規建て停止等の措置をとる場合があります。

当社で信用取引規制の入力が行われた場合、取引規制の内容にかかわらず、入力前に注文をされている「執行中」または「執行待ち」の新規買い、新規売りのご注文はすべて取り消されます。また、現引停止・現渡停止の取引規制の場合には、未約定の現引・現渡のご注文も取り消されますので、ご注意ください。信用取引規制があることを確認していただいた上で受注するための措置です。あらかじめご了承ください。

14. 信用取引関係諸費用

信用建玉に対しては、売買手数料の他にも次の費用がかかります。

※売買手数料・事務管理費・名義書換料（権利処理等手数料）には消費税がかかります。

[信用取引金利]

買建玉の場合はお客様が買方金利を当社に支払っていただき、売建玉の場合は当社が売方金利をお客様に支払います。信用取引金利については、現在以下ようになっており、これらの金利が信用建玉の約定金額に対して発生します。ただし、I F A取扱口座のお客様は別途定める利率が適用されます。

買方金利（制度信用取引）	2.80%（年率）	優遇金利	2.28%（年率）
（一般信用取引／無期限）	3.09%（＼）	優遇金利	2.90%（年率）
（一般信用取引／1日）	1.90%（＼）	1注文の約定金額100万円未満	
（一般信用取引／1日）	0.00%（＼）	1注文の約定金額100万円以上	
売方金利（制度信用取引）	0.00%（＼）		
売方金利（一般信用／無期限）	0.00%（＼）		
売方金利（一般信用／14日）	0.00%（＼）		
売方金利（一般信用取引／1日）	0.00%（＼）		

信用取引金利は、直近の金利情勢や証券金融会社と証券会社との貸借金利（証券金融会社が証券会社に信用取引に関する融資を行う際の金利）の動向等によって決定されます。

なお、以下の①、②または③の条件を満たす場合（約定日を基準）には、判定月の翌月第1営業日から翌々月第1営業日前日にかかる取引及び保有建玉（約定日を基準）に対して、優遇金利を適用いたします。ただしI F A取扱口座のお客様は対象外となります。

- ① 信用新規取引の約定金額の合計が5億円以上
- ② 25日時点での未決済建玉残高が5億円以上
- ③ 日々における未決済建玉残高の平均が5億円以上

※ 判定月は、金利優遇される月の前々月26日（休日の場合は翌営業日）～前月25日（休日の場合は前営業日）となります。

[信用取引貸株料]

売建玉の場合、その約定金額に対し、現在下記利率を乗じた額を当社にお支払いいただきます。（逆日歩とは異なり買建玉保有のお客様が受け取るものではありません。）

信用取引貸株料（制度信用取引）	1. 10%（年率）	
信用取引貸株料（一般信用取引／無期限）	2. 00%（年率）	
信用取引貸株料（一般信用取引／14日）	3. 90%（年率）	
信用取引貸株料（一般信用取引／1日）	1. 90%（年率）	1注文の約定金額100万円未満
信用取引貸株料（一般信用取引／1日）	0. 00%（年率）	1注文の約定金額100万円以上

信用取引貸株料は、直近の金利情勢や証券金融会社と証券会社との貸借取引貸株料の動向等によって決定されます。

[特別空売り料]

一般信用取引の「いちにち信用」で空売りを行う時は、貸株料に加えて銘柄によって異なる特別空売り料の支払いが必要な場合があります。特別空売り料は、一株、1日当たりの金額で表示し、新規売建の受渡日から当該返済受渡日までの両端入れ（当社休業日を含む）となり、原則として日々見直しを行います。

特別空売り料は、前営業日基準価格（前営業日の基準価格がない場合は、各銘柄における直近の基準価格）×1%が上限となります。

※ 基準価格とは、気配表示が行われているときは当該気配値段、最終価格、軽は値段が無い場合は、過去に遡って求めた最終価格または最終気配値段

特別空売り料は、弊社ウェブページログイン後の

「国内株式」－「信用取引情報」－「一般信用売建銘柄」にてご確認ください。

[逆日歩]

ある銘柄における証券会社と証券金融会社との取引で、信用取引の結果証券会社が証券金融会社に対して申し込む融資（買方）と貸株（売方）のそれぞれの株数において、貸株の数量が融資の数量を上回っているような場合（つまり証券金融会社内において貸株超過になっている場合）に、証券金融会社は品貸料を支払うことによって株券を調達して需給バランスを均衡させようとします。この品貸料のことを一般的に逆日歩といいます。

逆日歩が発生した銘柄については、その当日の受渡日応答日において、売建玉保有の場合は逆日歩を買方に支払い、買建玉保有の場合は逆日歩を売方より受け取ります。（実際には証券会社が間に入りますので、売方も買方も証券会社と逆日歩の授受を行います。）逆日歩は、当日の取引終了後に1株あたりの単価で決定され、新聞等にも掲載されます。需給バランスの状況によっては、高額な逆日歩が発生することがありますので、証券金融会社において貸株超過になっているか、なりそうな銘柄を売建てされる際には十分にご注意ください。

なお、一般信用取引の場合は、制度信用取引において逆日歩が発生しても、貸借取引を利用しませんので、買方は品貸料を受け取ることはできません。

[事務管理費]

建約定日から1ヵ月経過するごとに、1株あたり10銭＋消費税の事務管理費がかかります。（単元株制度の適用を受けない銘柄（売買単位1株）については1株あたり100円＋消費税になります。）ただし、同一銘柄、同一日に成立した売付株数又は買付株数をそれぞれ合計し100円＋消費税に満たない場合は100円＋消費税、1,000円＋消費税を超える場合には1,000円＋消費税とします。

※ 税込金額を基に計算した結果生じた円未満の端数は切捨てております。

[名義書換料（権利処理等手数料）]

権利確定日を越えて買建をしている場合、信用建玉毎に1売買単位あたり50円＋消費税（ETF／ETNについては、1売買単位あたり5円＋消費税）の名義書換料（権利処理等手数料）がかかります。

- ※ 税込金額を基に計算した結果生じた円未満の端数は切捨てております。
- ※ なお、名義書換料（権利処理等手数料）は、建玉銘柄の本決算、中間決算、四半期決算、臨時株主総会等の基準日（権利確定日）を超えて、買建玉を保有された場合にお支払いいただきます。
- ※ 名義書換料（権利処理等手数料）の料率は、2017年6月27日より、前月末時点の貸借値段（信用取引における貸付金額および貸借株券の価額を決定するための1株当たりの価格のこと）に対する割合が1%を超えない範囲で設定するものとし、超える場合はこれを引下げます。

【参考例】

建玉金額が同額の場合や、株価の低い銘柄を大量に購入した場合、売買単位によっては名義書換料（権利処理等手数料）が大幅に異なるケースがございます。

■建玉金額100万円の場合

売買単位1株 10,000円で100株 50×100 単位 = 5,000円 + 消費税
 売買単位1,000株 1,000円で1,000株 50×1 単位 = 50円 + 消費税

【名義書換料（権利処理等手数料）の一部例外について】

株式の分割もしくは併合または1売買単位の株式の数の変更（取引所に上場される前に行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率もしくは当該併合比率または当該1売買単位の株式の数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数（以下「分割等による調整率」といいます。）が10以上となった場合の銘柄を例外の対象とします。

- ※ 分割比率：当該株式の分割後の発行済み株式の総数を当該分割前の発行済み株式の総数で除して得た数をいいます。
- ※ 併合比率：当該株式の併合後の発行済み株式の総数を当該併合前の発行済み株式の総数で除して得た数をいいます。
- ※ 変更比率：1売買単位の株式の数の変更前の1売買単位の株式の数を当該変更後の1売買単位の株式の数で除して得た数をいいます。

例外の対象となった銘柄については、信用建玉毎に1売買単位あたり50円 + 消費税に10を乗じ、分割等による調整率で除してもとめられる金額（円未満の端数切捨て）を名義書換料（権利処理等手数料）としてお支払いいただきます。

15. 配当金相当額について

配当金の権利確定日を超えて信用建玉を保有した場合、当該発行会社の配当金支払時期に配当金相当額の授受を現金で行っていただきます。配当金相当額の授受はお客様の取引口座において行われます。配当金の支払い時期については発行会社によって異なります。

買建であれば配当金相当額を受け取り、売建であれば支払います。

その際、配当金支払時期に信用建玉があるかどうかは関係なく、あくまで配当金の権利確定日を超えたかどうかポイントとなります。そのため、すでに返済が終了した信用建玉に対しても配当金相当額の授受が発生するために注意が必要です。特に売建の場合は配当金相当額の支払義務が発生しますので、支払配当金相当額はそれまでの間、信用余力、出金余力から差し引かれた金額で表示されます。

これら配当金相当額は、制度信用取引の建玉および一般信用取引の買建玉については、一般の現物株と同様に税金を源泉徴収された後の金額が対象となります。一般信用の売建による配当金相当額は、配当金と同額（源泉徴収相当額等を差し引かない額）となります。

なお、ETF・REITの売建玉を保有し、分配金の基準日（権利確定日）を超えて保有した場合、分配金の確定までの間、預り金から分配金相当額の預かり金拘束はいたしません。当該銘柄の分配金支払時期に、分配金相当額の支払いをお願いいたします。預り金に当該分配金相当額の残高がない

場合、当該分配金相当額が差し引かれマイナス残高となりますのでご注意ください。 残高がマイナスになった場合、即日のご入金が必要となります。

16. 包括再担保契約について

信用建玉に関し、お客様に貸付ける買付資金や売付株券を当社が調達するため、お客様より差入れられた代用有価証券を、当社から証券金融会社に再担保（混同担保※）として提供する場合があります。これについて、包括的に同意いただく契約を締結させていただきます。（締結いただけない場合は信用取引をご利用いただけません。）この契約に基づき、当社が再担保として使用することができる代用有価証券は「再担保同意明細書」（取引報告書及び取引残高明細書と兼用します。）に記載のものとしします。（※）「混同担保」とは、複数のお客様の担保をまとめて取扱うことをいいます。

17. ご出金について

ご出金については、お客様の建玉と委託保証金の状態を計算したのちにご出金の可能な額を算出し、その範囲内でご出金が可能となります。したがって、委託保証金の計算価額如何により、お預り金があっても必ずしもご出金できない場合もございますので、ご注意ください。

以上

(2017年12月)